2026.4

下記の内容を十分にご確認の上、大切に保管ください。

まじめなガス 重要事項説明書

1. ガス小売事業者について

ガス小売事業者はHTBエナジー株式会社(以下「当社」といいます。)となります。

2. ガス需給契約のお申込み

(1) お客さまは下記事項に同意のうえ、電話、インターネットまたは当社指定の申込書によりお申込みいただきます。

イ) ガス重要事項説明書(本書面)、ガス需給約款ならびに主契約料金表を遵守すること

ロ) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者(以下「一般ガス導管事業者」といいます。)が定める託送供給約款その他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること

ハ) 当社が法令に基づき実施したガス消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること

ニ) 法令に定める直近のガス消費機器調査の結果等、ガス需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者から当社へ提供すること

ホ) 消費段階における事故が発生した場合には、当社が一般ガス導管事業者から、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること

(2) ガス需給契約は、当社がお客さまからのガス使用によるお申込みを受け、そのお申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更したときも同様といたします。

3. ガスの供給開始予定日

(1) 当社は、お客さまとのガス需給契約が成立したときには、ガスの供給開始日を以下のとおりといたします。

イ) 引越し等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日といたします。

ロ) 他社から当社へガス需給契約を変更する場合は、原則として当社とのガス需給契約の成立日から託送約款等で定めた日数を経過した日以降最初の託送約款等に基づく定例検針日の翌日といたします。

(2) 当社は、当社または一般ガス導管事業者の供給準備、天候やその他やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、すみやかに新たな供給開始日をお知らせいたします。

4. ガスご使用量やガス料金の計算方法

(1) ガス使用量の検針は毎月一度一般ガス導管事業者が行い(この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)、その使用量をもとに料金を計算いたします。

(2) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から当月の検針日までの期間とします。ただし、契約開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。

(3) ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。

(4) 単位料金は原料価格の変動に応じた原料費調整額を加算また減算し算定いたします。

(5) 計算方法は以下のとおりといたします。

ガス料金=基本料金+従量料金［単位料金×ガスご使用量］

料金表(東京プラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m³)
A表	0m³から20m³まで	736円23銭	140円94銭
B表	20m³をこえ80m³まで	1,024円32銭	126円54銭
C表	80m³をこえ200m³まで	1,195円04銭	124円40銭
D表	200m³をこえ500m³まで	1,835円24銭	121円20銭
E表	500m³をこえ800m³まで	6,103円24銭	112円67銭
F表	800m³をこえる場合	12,078円44銭	105円20銭

料金表(中部プラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m³)
A表	0m³から20m³まで	721円05銭	199円99銭
B表	20m³をこえ50m³まで	1,509円43銭	160円57銭
C表	50m³をこえ100m³まで	1,741円66銭	155円93銭
D表	100m³をこえ250m³まで	2,077円77銭	161円70銭
E表	250m³をこえ500m³まで	2,648円14銭	159円41銭
F表	500m³をこえる場合	7,109円24銭	150円49銭

料金表(関西プラン(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m³)
A表	0m³から20m³まで	743円82銭	171円31銭
B表	20m³をこえ50m³まで	1,337円51銭	141円62銭
C表	50m³をこえ100m³まで	1,553円94銭	132円14銭
D表	100m³をこえ200m³まで	1,970円98銭	127円97銭
E表	200m³をこえ350m³まで	3,331円41銭	121円17銭
F表	350m³をこえ500m³まで	3,642円98銭	120円28銭
G表	500m³をこえ1,000m³まで	6,632円84銭	114円30銭
H表	1,000m³をこえる場合	6,942円47銭	114円00銭

(6) ガス使用量および請求金額は、当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせいたします。

5.　お支払方法

(1) ガス料金のお客さまの支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。

●口座振替払い

毎月２７日を支払期日とします。ただし、２７日が土日祝祭日にあたり銀行休業日である場合には、翌銀行営業日とします。

●クレジットカード払い

お客さまが指定されたクレジットカード会社の規定に基づき、お支払いいただきます。

(2) お客さまが指定された支払方法にて支払いがなされるまでの準備の期間は、当社からお客さまに発信する電子メールにて、クレジットカード払い、または、コンビニ払いのいずれかをお選びいただき、お支払いいただく場合があります。また、クレジットカード払い、または、コンビニ払いでお支払いをいただけない場合は、当社からの通知をもって銀行振り込みによりお支払いいただく場合があります。なお、銀行振り込みにおける手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。

(3) お客さまがガス料金を、当社がお客さまに供給する電気の料金とともに支払っていただく場合を除き、当社は、お客さまへのガス料金の請求に際し、請求１回あたり 2,200 円（税込）の事務手数料を、お客さまに支払っていただきます。

(4) 支払期日を経過してなおガス料金をお支払いいただけない場合は、当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となるガス料金の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額の遅延損害金を、遅延損害金が発生した月の翌月のガス料金と合わせて請求いたします。ただし、需給契約において特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。

6.　供給ガス、圧力および燃焼性

当社が供給するガスの熱量、圧力および燃焼性は次の通りとし、ガスの類別は 13Ａですので、13Ａのガス機器が適合いたします。

［熱量］	標準熱量・・・45 メガジュール	最低熱量・・・44 メガジュール
［圧力］	最高圧力・・・2.5 キロパスカル	最低圧力・・・1.0 キロパスカル
［燃焼性］	最高燃焼速度・・・47	最低燃焼速度・・・35
	最高ウォッベ指数・・・57.8	最低ウォッベ指数・・・52.7

7.　ガス需給契約の契約期間について

(1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までとし、ガス料金適用開始の日以降 1 年目の日までは、原則として需給契約を継続していただきます。ただし、当社は、契約終了の６ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、この供給条件による契約を終了することがあります。

(2) ガス料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則として適用される主契約料金表を変更することはできません。

８．契約の成立、供給開始日、契約期間、変更、解約、加入要件、発行手数料

(1) 供給契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 当社がお客さまに、ガスの供給を開始した日を供給開始日といたします。なお、供給開始日につきましては、当社より、お客さまへ通知いたします。

(3) 契約期間は、契約が成立した日から、供給開始日以降１年目の日までといたします。また、お客さまが引っ越しをされ，引越し先においてお客さまが当社との供給契約の継続を希望される場合，お客さまと当社との引っ越し前の供給契約はガス閉栓日をもって解約となり，引越し先にてガスの供給を開始された日を供給開始日とする新たな供給契約が成立したものといたします。

(4) お客さまから、供給契約の変更の申し出あり、当社が承諾した場合、その変更は次回の検針日の翌日から適用いたします。

(5) 契約期間満了に先立って、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、供給契約は契約期間満了後も同条件で継続されるものといたします。

(6) 供給開始日から１年以内に、閉栓を伴う供給契約の解約をされる場合（当社供給エリア外への引越し等を含みます。）には、「解約違約金」：2,640 円/非課税が必要となります。当該解約違約金につきましては、最終使用月のガス料金と合算しての請求をいたします。ただし、供給開始日から１年以内の閉栓を伴う供給契約の解約であっても、引越し先等にて、当社の電気またはガスをご使用いただく場合は、解約違約金は必要ないものといたします。また、供給開始日から１年以内の閉栓を伴わない供給契約の解約は、解約違約金は必要ないものといたします。

(7) 当社はお客さまからの請求により以下の各書面を発行した場合、発行手数料をいただきます。当該発行手数料につきましては、当該書面の発行月のガス料金と合算して請求いたします。

「請求書」「利用明細書」「領収書」：１通につき 220 円/税込

「支払い証明書」：１通につき 1,100 円/税込

9.　当社からの申し出による契約変更または解約について

(1) 当社は、ガス需給約款等を変更することがあります。この場合は、お客さまとの料金その他供給条件は、変更後のガス需給約款等によるものとし、適用期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまは、変更内容に承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

(2) お客さまに料金プランや割引制度に関する違反があった場合は、当社の申し出にもとづき、料金プランや割引種別の変更ができるものといたします。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ガス需給契約を解約することができます。なお、この場合には、当社は、15 日程度前および５日程度前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ）ガス需給約款等によってガスの供給を制限等されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ）支払期日を経過してもなおお客さまからガス料金の支払がない場合

ハ）お客さまが、ガス使用終了日の通知をせず、その需要場所から移転される等、ガスを使用していないことが明らかな場合

ニ）その他、お客さまがガス需給約款等の規定に違反した場合

(4) 当社は、前項の他、解約希望日の１ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。

10. 供給の制限及び中止

(1) 当社または一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合は、ガスの供給の制限または中止させていただくことがあります。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。

イ）災害等その他の不可抗力が生じた場合

ロ）ガス工作物に故障が生じた場合または点検、修理、取替等のため必要がある場合

ハ）ガス漏れまたはガスの不完全燃焼等による事故の発生のおそれがあると認めた場合

ニ）その他保安上必要がある場合

ホ）その他託送約款等で定められた事項に該当する場合

(2) 当社または一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限または中止させていただきます。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。

イ）(11)(需要場所への立入り)に掲げる作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合

ロ）ガスを不正に使用した場合、または使用を試みたと認められる場合

ハ）お客さまが、ガス工作物を故意に損傷、または亡失させた場合

ニ）お客さまが、(13)（導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任）1.及び 2.の保安に係る協力または責任の規定に違反した場合

(3) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。その際は、当社は、15 日程度前および 5 日程度前までにその旨を予告いたします。

イ）支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合

ロ）その他当社のガス需給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

(4) (1)、(2)または(3)により、当社または一般ガス導管事業者がガスの供給を制限または中止に関する照会は、当社に申し出ていただきます。

11. 需要場所への立入り

当社または一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 開栓および閉栓のための作業

(2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務

(3) その他ガス需給約款によって、ガス需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

(4) 一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

(5) その他保安上必要な業務

12. ガス工事および費用負担

(1) ガス工事は、当社または一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。

(2) 敷地内の内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。

(3) ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。

(4) その他設備に関するお客さまの費用負担については、託送約款等の定めに従うものといたします。

13. 供給設備の保安責任

お客さまは、供給施設の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 内管及びガス栓等、託送約款等で定めるお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

(3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(4) お客さまが一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当社および一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

14. 周知および調査業務

(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じて必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3) 当社は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

15. 保安に対するお客さまの協力

(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。

(2) 当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて

一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(3) お客さまは、13（供給施設の保安責任）(3)および 14（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

(4) 一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

(5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは 6(供給ガス、圧力および燃焼性)に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

(6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

(8) 当社は、一般ガス導管事業者が保有する過去の調査結果の提供を受けます。また、当社は、一般ガス導管事業者に 14(2)の調査結果等を提供いたします。

(9) その他保安等に関する内容について、ガス需給約款等の「お客さまの責任」、「供給施設等の検査」、「消費段階におけるガス事故の報告」に定められた事項を遵守していただきます。

16. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

17. 情報の取り扱い

(1) 当社は、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、当社の事業に関連する目的でお客さま情報を適切に取り扱いいたします。

イ）利用目的

・エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため

・エネルギーの安定供給およびその普及拡大

・当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため

・その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため

ロ）共同利用社

・当社の事業に関連する業務契約および秘密保持契約締結企業

(2) (1)の他、お客さまは、当社が需給契約の締結及び履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（https://htb-energy.com/policy.html）（これに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとします。）の規定のとおり取扱うこと、について、あらかじめ同意するものとします。

18. ガス需給契約に関するお問い合わせ先

申込み、変更、解約等のお問い合わせについては、当社までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞
電話番号 ： ０５０－２０１８－１１０５
HTB エナジーワンダーサポート　受付時間　平日 10：00～18：00]※土・日・休祝日・年末年始を除く
メールアドレス ： info@htbe.jp
URL ： https://htb-energy.com/

＜ガス小売事業者（ガス小売事業者登録番号：A0098）＞
HTB エナジー株式会社
代表取締役　松木 理彦

19. たのしいでんきセット割引の供給条件

たのしいでんきセット割引の適用条件 等

① たのしいでんきセット割引（以下、「セット割引」といいます。）は、たのしいでんき各コースとまじめなガスを合わせてご契約いただいたお客さまに適用いたします。
※適用は，当社の「まじめなガス」供給エリアのみになります。

② セット割引は、電気とガスの供給場所が同一、かつ、電気料金とガス料金のお支払いの口座が同一である場合に、適用いたします。

③ セット割引は、ガス料金から毎月は、ガス料金から毎月 102 円（税込）を割引いたします。

④ セット割引の適用開始時期は、電気料金とガス料金の合算での請求の最初の月といたします。

⑤ セット割引適用後、電気またはガスのいずれかが解約された場合は、当該解約当月よりセット割引の適用対象外となります。

●クーリング・オフについて

１．クーリング・オフとは、お客さまが訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して８日を経過するまでの間は、お客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）により契約の申込みの撤回または契約の解除ができることをいいます。

２．当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑したことで、クーリング・オフを行わなかった場合は、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して８日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。

３．クーリング・オフは、お客さまが契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的記録（電子メール等）を発した時（郵便消印日付や電子メール送信日時等）に，その効力を生じます。

４．クーリング・オフがあった場合において、

(1)クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客さまに対し、請求することはありません。

(2)既に当該契約に基づきガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。

(3)既に料金等がお客さまより支払われている時は、当社は速やかにその全額を返還します。

(4)当該契約に伴いお客さまの土地または建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。

５．クーリング・オフを行う場合、以下の送付先まで必要事項を記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は、本書面17の当社問い合わせ先にご連絡ください。

【送付先】

HTBエナジー株式会社 クーリング・オフ受付窓口

住所：〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-9-25 JRE天神三丁目ビル5Ｆ

Eメール：cooling_off@htb-energy.com